

通信

いわて地域総研

○攻撃を受けていない国を攻撃する「戦争法」
立憲主義・民主主義を守るため廃止の運動を
弁護士 佐々木 良博

○TPP協定の概要・問題点と批准に向けた課題
岩手大学人文社会科学部教授 横山 英信



雪の回廊から岩手山を望む（4/25 八幡平市）

NPO法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール

Tel・Fax: 019-624-6715

メール: i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

目 次

表紙写記事	雪の回廊から岩手山を望む（八幡平市）	1 P ～ 2 P
特 集	攻撃を受けていない国を攻撃する「戦争法」 立憲主義・民主主義を守るため廃止の運動を 弁護士 佐々木 良博	3 P ～ 6 P
	「安保関連法廃止を求める岩手県の大学関係者等の アピールと今後の取り組みについて」 岩手大学 横山 英信	7 P
記 事	＝東日本大震災津波 5 年のつどい＝ 過去経験した 3 度の地震津波・「想定外」とは言えない 岩手地域総合研究所事務局 黒澤 誠	8 P 9 ～ 10 P
	T P P 協定の概要・問題点と批准阻止に向けた課題 岩手大学人文社会科学部教授 横山 英信	11 P
	憲法・平和・復興・地域課題で自治体キャラバン	12 P
広 告	岩手地域総合研究所 2016 年度総会・記念講演 第 58 回自治体学校 IN 神戸	



開通後、天気の良い日に
と思い訪れた 4 月 25 日、遅
すぎたかなと思ったら、や
はり雪の壁は、大半が 3 か
ら 4 メートル程度であつ
た。

表紙写真

雪の回廊から岩手山を望む

（八幡平市）

松尾鉦山跡から樹海
ラインを上り、少し硫
黄の匂いがし始めたこ
ろで車を止めた。後
ろを振り向いたら、丁
度、今来た道路の頭上
に岩手山が望めた。
ここから少し上ると
藤七温泉（準備中の札
）、この辺の道路は 7 か
ら 8 メートルの回廊が
頂上付近まで続く。ア
スピーテラインは今年
の雪解けは、少し早い
のかな？と思ってきた
。（事務局）

攻撃受けていない国を攻撃する「戦争法」

立憲主義・民主主義守るために廃止の運動を

弁護士 佐々木 良博

3月29日、安全保障関連法・いわゆる「戦争法」が施行された。安倍首相は7月の参議院選挙で勝利し憲法改定のフリーハンドを握ろうとしている。こうした動きに対し、いま全国で「立憲主義・民主主義を守れ」「戦争法を廃止しよう」と「2000万人署名」が取組まれている。そして市民や野党4党が結束し参議院選挙をたたかおうとの運動と協議が進んでいる。改めて「戦争法」が私たちの暮らしにどう関わるのか、一人ひとりに問われている。これは、2016年1月22日、岩手自治労連中央委員会で開催された、佐々木良博弁護士の講演を事務局の責任でおこしたものです。(字数の都合で一部カットさせていただきました)

自分の意思に反して

従わざるをえないそれが戦争

高村光太郎の詩に「道程」という詩があります。私たちが良く知っているのは、「私の前にみち道はない。私のあとに道ができる」という詩です。

高村山荘は実に質素です。高村光太郎は戦争で疎開して花巻に来ました。あの高名な詩人にして彫刻家

である彼が、なぜにこんなぼろ屋に住んでいたのか。

ご存知のように高村光太郎は、戦争に協力したということで、戦後、随分批判されました。当時は戦争に協力させるために、国民総動員法に基づいて大政翼賛会というものがつくられました。彼は、文化部長をしていた知り合いに誘われて、その文化部協力会員の議員となったのです。

光太郎は、自由と愛を非常に重んじていた人でした。にも拘わらず、

自分の書いた詩によって戦地に赴いて死んでいった人がいた。それを彼は戦後、ものすごく悔いていたのだと思います。

彼は「協力会議」というそのものズバリの表題で自分は、国民の気持ちや意思を上に乗せるという役割を果たすためになったつもりだったが、議員になってみたら、実際は

政府が決めたことを国民に徹底させることだった。結果として、多くの国民の戦意を高揚させ戦地に赴かせ戦死させた。その罪の意識をずうっと持ち続けていたと思います。戦争がなぜいけないのか。罪もない人を殺す。それ以外に、人間性を失わせるのです。自分の意思や良心に反することに従わざるをえない状況に追い込まれ結果として、戦争に協力してしまう。そして、それがいつまでも罪の意識に苛まれてしまう。戦争の恐ろしさは、そういうことです。

私自身、自分が、もし戦前生きていたら、どうしていたか、自信がありません。非国民と言われる暴風の中で立ち続けていられたか、多分、耐え切れなかったと思いますが、下手をすると自分の心を殺して、戦争は大事だ、戦えという話をしていたかもしれません、そういう恐怖が私にはあります。

だから、せめて私にできるのは、そういう環境に私を置かないようにしたい、そういう苦しみの中に自分を置かなくても済むようにした

い。だから、戦争法を作ってはいけないし戦争をやるような環境にしないといけない、そう思うのです。

「戦争」が発動されると

地方公務員が一番の尖兵に

それは、みなさんにとっても切実な問題であると申し上げたい。

戦争が発動されて、戦争が始まったときに、一番自分の心と役割の狭間に苦しむのはみなさんです。徴用でも港湾の管理、住民の避難・誘導にしても戦争事態になったときは、「国民の保護」という名目で一番協力しなければならぬのは、基本的に地方公務員の方々なのです。職務上やらなければクビになる。そういう葛藤を抱えることになるのはみなさんなのです。

ですから、きょう、私が申し上げたいのは、戦争が始まって戦争協力の尖兵になるのではなく、そうならないように、戦争法を廃止させる運動をたたかってもらいたいのです。

安倍首相の3つの罪

① 立憲主義を踏みしじる

昨年ほど、おそらく憲法とか立憲主義とか耳にしたり、口にしたりする年はなかったと思います。そのくらい、安倍首相の憲法を踏みしじり暴走したことが、戦後の歴史の中でなかったからだろうと思います。

彼が犯した罪の一つは、「憲法による政治」を「人による政治」に変えてしまった。立憲主義とは、権力というのは暴走するから、主権者である国民が憲法に、権力者がやらなければならぬことを書き込んで、その憲法に権力者は従わなければならぬ、憲法によって権力者を縛る、これが立憲主義なのです。

ところが安倍首相は、いとも簡単にこれを投げ捨てて、人による政治に変えてしまった。自分のお気に入りをNHKの会長にし、ついには、集団的自衛権を容認する法制局長官に据えて憲法解釈を変えてしまった。

② 代表民主制を

機能不全にした

二つ目に、彼は代表民主制を機能不全にしてしまいました。私たちは

選挙をすることによって、議員を選びます。議員は国会を構成することによって法律を作ります。この立法権が国の最高権力作用のなかにあります。行政は国会が決めた法律を厳粛に誠実に執行するだけの役割です。つまり立法権が一番上にある、立法権を行使する議員を国民が選ぶから民主主義だと説明されてきたのです。

ところが、安倍首相が昨年したことは、一番の最高意思決定機関は内閣だとしたことです。官僚と一緒に作った案が法案化される、国会は、それを追認するだけの機関にされてしまった。これが、彼の第2の罪です。

③ 社会に異様な規制が

3つめは、社会をイヤな雰囲気に変えてしまった。

ある音楽番組のキャスターをしている外国人が、日本で外を歩いていたら、2人の警察官から職務質問を受けました。彼らは胸にNO ウォーとプリントしたシャツを着ていた。それを見た警官が「あなた方

は、どこの抗議集会に行くのか、何処でやるのか、主催者は誰か」と聞いてきたのです。その外国人の方は、日本は、とうとうこんな国になってしまったかと驚いていてと言っています。

「不屈の男 アン、ブローケン」という映画があります。6月に日本で上映されるようですが、これは、日本軍による捕虜虐待を描いた映画ですが、長い間、反日的な映画ということで、自主規制されていたのです。

TBSのサンデーモーニングの岸井キヤスターが、降板することになりました。その理由は、彼が「マスコミも戦争法に反対しなければいけない」という発言をしたことが、TBSの幹部に「偏向している」と見られたからと言われています。戦前、マスコミは自主規制し、あるいは国に協力し、国民の言論が封じられた時代に徐々に近づいてきている、こうしたことも大きな罪といえると思います。

安倍首相のナチ的な動き

こうした動きを支えているのは、安倍首相のナチ的な動きだと思えます。麻生さんが「ナチに学べ」と言って、物議を醸したことがありますが、こうしたことを考えないわけにはいきません。

ナチがあれだけ傍若無人なことができたのは、「全権委任法」という法律です。彼は、ワイマール憲法という、当時、もつとも民主的なすばらしい憲法のもとで、民主的に政権を握り、この全権委任法を手に入れたのです。

この法律は、ドイツの政府が制定する政令は憲法に違反できるというものです。

安倍首相は、こうした全権委任法を手に入れないにもかかわらず、手に入れたと同じようなことをしているから、より悪質なのです。

「知的であること、誠実であることと、ナチ的であることは同一しない」という言葉があります。言い方を変えると、ナチ的であることは知的でもなく誠実でもないということです。

安倍首相の国会答弁を聞いてい

て、いかに不誠実な人か、いかにまやかし、嘘を平気で言えるかと、どんなにも感じるだろうと思います。

さらに、共産党の志位委員長の国会質問に対し、ポツダム宣言をよく読んでいないから知らないと言われ、ポツダム宣言以降につくられたものを全部変えるんだと言っていた人物が「知らない」と平然と言っている。そうした意味でも彼は「反知性」でナチ的であると思います。

攻撃受けてない国にわざわざ自衛隊を海外に出し攻撃できる法律

成立した「戦争法」は大きく言って2つの法案です。1つは、10の法案をひとまとめにして「改正案」とした法案です。もう一つは、今まで自衛隊を海外に送る場合は、「イラク特措法」や、アフガンのときは「テロ特措法」という法律をいちいちつくらなければ出せませんでした。今度は、その都度法律をつくらなくてもいいようにしたのが「国際平和支援法」というものでした。

これらの法案で自衛隊を海外に出すのは、一つは、日本が攻撃を受けた場合(武力行使事態)これはいままでの法律でも認められていた)

二つ目に、新たに出てきたのが「存立危機事態」というもので「わが国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し、それによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、及び自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な事態が発生した場合」、いわば、日本は攻撃されていないが、アメリカなどが攻撃を受けて、それによって日本の存立が脅かされ、日本人の権利が侵害される恐れがある場合(いわゆる集団的自衛権の行使)ということですが

アメリカの戦争に巻き込まれるため自ら出ていく

集団的自衛権を行使すると、他の戦争に巻き込まれるという議論があります。他の戦争に巻き込まれるのではなくて、日本が自ら戦争に巻き込まれるために出て行くということですが。

具体的に、仮に北朝鮮がアメリカ

を攻撃し、アメリカから日本に対し、一緒にたたかえと言われた場合、集団的自衛権の行使を発動して日本の自衛隊は北朝鮮を攻撃したとします。

北朝鮮は日本を攻撃していませんから、国際法上、北朝鮮は反撃する権利を有します。北朝鮮は労働新聞という機関紙の中で明白に横須賀・三沢・沖縄の米軍基地をたたくと言っています。

つまり、自衛隊が海外に出て行って、自衛隊員の何人かが死んだりケガしたりする程度とされている人がいたら大間違いで、まさに、日本が戦場になるのです。三沢が攻撃を受けたら、岩手は関係ない話ではありません。そのとき地方公務員は、いろいろの役割が課されると思います。

アメリカの要求に合致した

日本の財界の意向

アメリカという国は、これまで、ずうっと戦争しつづけてきました。1919年の湾岸戦争、2001年のアフガン戦争、2003年イラク

戦争を起こしました。なぜか。財政的な事情で戦争しなければ経済がまわらないといわれていますが、しかし、大分以前からアメリカの事情は変わってきました。

国民の厭戦気分「もう戦争はいやだ」という雰囲気広がってきたのです。アフガン戦争で若いアメリカ兵が6700人以上も亡くなっています。帰還兵が200万人、その内の3割、実に60万人がPTSD、帰国した後に精神的な病で苦しんでいます。毎年、自殺者が8000人にのぼると言われているのです。そういう状況がつづくなかで国民はもう戦争はいやだとなるのも当然です。

そこで彼らは、日本に金だけでなく、人も出せと要求しているのです。湾岸戦争のときに、日本は「ショウ・ザ・フラッグ」金だけでなく人も出せ。軍隊を出せ」とアメリカから要求されました。そして、この湾岸戦争で財界は儲け損ないました。

戦争で儲かるのは軍需産業だけではありません。戦争で焼け野原に

なったところを復興する企業が必要です。実は、湾岸戦争後の復興に日本の企業は一社も関わられませんでした。拒否されたのです。

日本の財界は、このときのことを「湾岸トラウマ」といって、自衛隊の海外派兵の要望が強まったのです。

このような背景のもとに、集団的自衛権の行使、海外派兵の閣議決定へとつながっていったのです。そして法整備されたもとで、日本も自衛隊を出せというアメリカの要求があれば日本は断れなくなるのです。

政府の都合で判断できる

次に、「集団的自衛権の行使は限定的だから認めるべき」との主張があります。

武力の行使ができる「新3要件」というものを入れました。前の要件と今回の要件が決定的に違うのは、政府の判断で存立危機事態の判断ができるようにしたことです。

以前の要件は、武力攻撃を受けた場合で、極めて明瞭だったのですが、今回の要件は、「他国が攻撃を受け

た場合で、日本の存立に重要な影響があつて、かつ日本人の権利が侵害される危険性ある場合」という曖昧な要件が入ったことです。誰が判断するのか、政府が判断するのです。実は、この要件は戦前とほとんど同じなのです。

日本の周辺だけでなく世界中に派兵できる

後方支援活動についても大きく変えられました。以前は周辺事態、いわゆる日本および日本の周辺で起こった場合に限られていましたが、今度は、これを取り払って世界中どこにでも出て行けるようにしたことです。

どこでもどんな場合も

派兵して戦闘行為できる

二つ目には今までは、戦闘行為が行なわれているところをはじめ、行なわれる可能性があるところにも行けなかったのですが、今度は、その制限を取り払って、現に戦闘行為が行なわれていないところであれば派遣できることにしたのです。

しかも今まで禁じられていた武器の使用も認められることになりました。

いままでのPKO派遣は、紛争がいったん停止し国連が統括しているところであれば派遣できませんでした。これが今度は、国連が統括しない地域にも、例えばアメリカの多国籍軍のような活動にも参加できるようにしました。そして、自衛隊が攻撃をうけていなくても、アメリカ軍などが攻撃を受けている場合に「駆けつけて対処できる(駆けつけ警護)」や治安維持活動にも参加できるようにしているのです。



安保関連法廃止を求める岩手県

の大学関係者等のアピールと

今後の取り組みについて

横山英信(岩手大学)



安保関連法の施行を翌日に控えた3月28日の午前、岩手県の大学関係者・研究者・弁護士有志は306名の連名で、アピール「安全保障関連法施行にあたり、改めて同法の廃止を求めます」を発表し、岩手県庁にて記者会見を行いました。

本アピールは、大学名誉教授等18名、現役大学教員17名、弁護士2名の計37名が呼びかけ人になり、3月14日(月)から26日(土)までの13日間、アピール賛同の署名活動を行い、269名(現役大学教職員・研究者・弁護士193名、退職大学教職員等76名)から賛同を頂いたものです。このことは、立憲主義破壊・憲法違反の安保関連法に対する岩手県の大学関係者・研究者・弁護士の懸念・怒りが持続していることを示しています。

記者会見は県内マスコミの多く

が報道してくれ、私たちの取り組みは時宜を得たものとなりました。

アピール文は、①憲法違反の安保関連法は、成立しようが施行されようが、どこまでいっても憲法違反であることに変わりはない、②同法は日本の「平和主義ブランド」を毀損し、日本全体を戦争・テロの危険にさらす、③喫緊の問題として、改定PKO法に基づいて南スーダンを中心とする紛争地で自衛隊が駆け付け警護や治安維持活動を行えば、自衛官が「殺し、殺される」可能性が一举に高まる、④それゆえ、私たちは立憲主義と法の支配を回復させ、自衛官を含む国民の生命と安全を守るために、安保関連法の廃止を改めて求める、⑤同法の成立に反対してきた野党諸党には、同法廃止に

向けてあらゆる機会に最大限の共闘をして下さるよう強く要請する、という内容です。

これまで、岩手県の大学関係者は、一昨年の集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対するアピール及び決定に対する緊急抗議声明、昨年の安保関連法案に反対するアピール及び強行採決への緊急抗議声明を発表するなど、継続的な活動を行ってきました。

しかし、今回も含めてこの間のアピールや緊急声明はその時々単発的な取り組みであり、恒常的な活動を行う組織は作られていませんでした。

この点を踏まえて、今回のアピールの呼びかけ人・事務局を母体到现在の運動の中心を担う組織として「安全保障関連法廃止・立憲主義回復を求める大学人の会@岩手」を立ち上げました。

同会は、多くの大学人に運動に参加してもらうために、①安保関連法廃止・立憲主義回復を求める大学人が、その時々課題に対して個々人の自発的意思に基づいて行動する

ための緩やかな組織とし、「加入」という形は取らない、②会の活動方針は、呼びかけ人の中から選出された幹事の間の話し合いで決め、今までのアピールに賛同して下さった方々をはじめ多くの大学人に情報提供・行動提起を行う、という形態にしています。

同会の当面の活動は、①現在全国的に行われている「戦争法の廃止を求める統一署名」(2000万人署名)に取り組み、②3月中旬に結成された「安保法制の廃止、立憲主義回復を求める岩手市民ネットワーク」と密接な連携を取って国民的な運動を広げる一翼を担う、という2点を中心に置いています。

同会が今後の大学人の運動の中心的役割を担っていくには、確固とした事務局体制の構築と、今までの取り組みで培ってきた大学人のネットワークのさらなる拡大が鍵になります。多くの大学人の共同の力で運動を進めたいと考えています

Ⅱ 東日本大震災津波5年のつどいⅡ 「過去経験した三度の地震津波」「想定外」とは言えない」

岩手地域総合研究所事務局 黒澤 誠

3月12日、宮古市民文化会館で東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議が主催する「東日本大震災津波5年のつどい」が開催され、会場には200名を超える参加がありました。

「つどい」では斉藤徳美氏(岩手大学名誉教授、岩手県東日本大震災津波復興委員会・総合企画専門委員会委員長)が「東日本大震災津波から5年―現状と課題」と題して記念講演しました。

講演で斉藤氏は、今回の規模の巨



大地震は、過去110年間に3度も経験しており「想定外」とは言えない。それでも津波を防ぐことはできなかった。自分の命は自分で守れという「津波でんどこ」が人命を守った。

復興には、迅速さと実現性が求められており、地域のことは、地域の声、住民の声を聞く。○仕事(生業)を興す○安全を守る街づくりが強調された。

津波対策の基本的考え方として、○ハードのみでの防御は困難○避難訓練、地域や学校での防災教育、津波資料館などで後世に伝えていく必要がある。

復興の現状は、①安全対策で防潮堤、水門、市街地の嵩上げ、住宅地の高地移転、交通ネットワーク②産業の創生として、漁港修復、漁船復活、水産加工場や養殖施設の復旧③暮らしの再建として災害公営住宅、

個人住宅の建設、壊滅的地域の生活環境整備はこれからという状況にありコミュニティーの喪失、高齢者の孤立、街の未来像が描けないという問題がある。

課題として、復興が遅れたのは、自治体に自由になる財源と自治体職員との不足がある。公的支援、自然災害への公的保証制度の拡充が必要、集落ごと住民の合意醸成に時間を要する、既存法律の規制などが挙げられる。

三陸のビジョンをどう描くかは、地域として工夫が必要である。三陸鉄道を動脈として、病院・学校・公共施設などインフラを共有する「特徴ある生業を有する」コンパクトタウンが連なる地域にある。

最後に震災5年目での検証の必要性が強調された。

シンポジウムでは、斉藤信県議会議員の司会、斉藤徳美氏が助言者となり3人のパネラーから報告がありました。

宮古観光文化交流協会の山口惣一氏は、JRR山田線の早期復旧、観光客及び震災学習による教育旅行

誘致、水産業と連携した誘客事業、フェリー航路開設による今後の取り組みについて述べた。

釜石市平田復興プロジェクト代表中川淳氏は、嵩上げ、土地区画整理事業による復興の遅れ、広大な被災地を一举に抜本的に復興させようとする無理が復興意欲の前に立ち塞がっている。急いではいけない、「どんな町で、どう生きたいか」を声にして、町づくりの片棒をしっかりと担こうと結んだ。

陸前高田市・米崎中仮設住宅団地の大坪涼子氏は、集団移転は、地域みんなで取り組んできた。また、住宅再建への市の支援要望や医療費免除継続の署名運動、災害援護資金貸付、二重ローン、仮設住宅の「目的外使用」の実現、仮設住宅の移転・集約化について何度も市長に要望してきた。仮設住宅団地での活動が、被災者の交流・助け合い、協働のまちづくりへの大きな経験をつくったことが述べられた。会場からも震災後5年を経て感慨深い意見・報告が出されま

TPP協定の概要・問題点

と批准阻止に向けた課題



横山英信 (岩手大学人文社会科学部教授)

1 秋の臨時国会でTPP協定批准・関連法案成立を狙う政府・与党

四月五日にTPP(環太平洋連携協定)の承認案・関連法案が国会で審議入りし、同七日から衆議院のTPP特別委員会での審議が始まった。当初、政府・与党は協定批准と関連法案成立を今通常国会で図る予定であったが、①審議に当たって野党が要求した、甘利明・前TPP担当大臣とフロマン米通商代表部代表との会談記録がすべて黒塗りされて提出された一方で、②衆院TPP特別委員会の西川公也委員長がTPP交渉の内幕の暴露本を用意していたことが判明し、これが野党及び世論の反発を招いたため、七月の参議院選挙への影響を勘案し

て秋の臨時国会へ先延ばしすることにした。

しかし、先延ばししても、以下で見るとなTPP協定の内容、及び国内対策の本質が変わるわけではない。TPP協定批准阻止の運動をさらに強めていく必要がある。

2 重要五品目総崩れⅡ国会決議違反のTPP協定

周知のようにTPP交渉に際しては、重要五品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)は除外(Ⅱ現行制度に手をつけない)又は再協議(今回は交渉しない)の対象とすることとし、これが確保できない場合は脱退も辞さないものとする、という国会決議があげられ、政府もこれを遵守するとしていた。

しかし、TPP協定では重要五品目のタリフライン(品目をさらに細かく関税分類したもの)五九四のうち一七〇(二八・六%)で関税が撤廃され、残りの四二四(七一・四%)でも関税引下げや新規輸入枠の設定などがなされている。これが国会決議に違反していることは明白である。農林水産物全体ではタリフライン二五九四中二二三五(八二・三%)で関税が撤廃され(以前から関税撤廃されていたものも含む)、残りの四五九(一二・七%)でも関税引下げ・輸入枠拡大などが設定されていて、市場開放を免れた品目は一つもない。TPPによって日本の農林水産物市場は全面的に对外开放されることになる。

3 食の安全性・地域経済などへの影響

TPP協定では、残留農薬・食品添加物・遺伝子組換え作物の使用の規制緩和や、税関での検疫の簡素化を図る仕組みが規定されているが、これらは食の安全を脅かす。また、政府・地方自治体などが行う公共事

業への外国企業の入札参加の促進(Ⅱ地場企業限定・優先の制限)の規定は、地域内循環型の地域経済の構築にとつての障害となる。ISDS(投資家対国家紛争解決条項)は、各国政府が行う政策によって企業が損害を被ったと企業が判断した場合には、企業が政府を訴えて損害賠償を求めることができるというものであり、国家主権・地域主権を侵害する。

4 TPP協定・日米並行交渉合意による市場開放・規制緩和のさらなる進展

見落とすことができないのは、TPP協定による市場開放・規制緩和は現在の水準に止まらないことである。同協定には各国に今後さらなる市場開放・規制緩和を求める規定が組み込まれており、協定が発効すれば市場開放・規制緩和がいつそう進むことは必至である。さらに、TPP協定と並行して行われていた日米交渉では、日本はアメリカに対して、自動車・保険・衛生植物検疫を初めとする非関税措置について、

TPP協定を上回る内容で市場開放・規制緩和を行うことが合意された。TPP協定と日米合意が相互に作用しあって市場開放・規制緩和が加速度的に進むことが懸念される。

5 でたらめな「影響試算」と「国内対策」

政府は昨年一二月二四日に「TPP協定の経済効果分析」を公表したが、そこではGDPが二・五九%増(一三・六兆円)、就業者数が一二・五%増(七九・五万人)という数値とともに、農産物は産出額こそ減少するものの(約八七八億円→約一五一六億円)、生産量はまったく減少しないという試算結果が示された。しかし、この数字をそのまま信用することはできない。東京大学の鈴木宣弘教授を初めとして多くの識者が指摘するように、TPPのメリットを大きく、デメリットを小さく見せるために、試算の際の前提条件が恣意的に設定されているからである。

農産物については、「関税撤廃・引下げによる安価な輸入品の増大

は国内市場価格の低下をもたらすが(＝農産物産出額の減少)、価格低下に対しては新たな国内対策によってその分の補填を行うので生産量は減少しない」というのが政府の理屈であるが、ただでさえ財政逼迫を理由に価格・所得補填の単価が傾向的に引き下げられ、転作作物への交付金も大幅な縮減が検討され、さらに今回、価格・所得補填の財源に使われてきた関税収入を減少させる関税撤廃・引下げが行われる中で、どうやって価格低下に対応する

新たな財源を確保するのだろうか。一方で、市場価格低下に全面的には対応できないことを見越して、国内対策では経営規模の拡大によってコスト削減を図る施策も打ち出しているが、将来的に価格が低下することが確実な中で積極的に規模拡大を行おうとする農業経営者はどれだけのいるのだろうか。

財政的裏付けを欠き、規模拡大の客観的条件も示さない(と言うより「示せない」)「国内対策」は、TPP協定の批准を何とか乗り切ると

雪融け水の沼地に群生するミズヨウ(八幡平芭蕉沼)

八幡平市から樹海ライン頂上に向けて上ると、道路端にミズバショウが点々と咲



いている。やがて群生地(農地で言えば2反歩ぐらいはあるだろう)が見えてきた。芭蕉沼である。思わず車を寄せて、土手を降り、シャッターを押した。すでに盛りを過ぎようとしているが、これほど見事な群生地は、私は他に知らない。

(事務局)

めのその場限りの「言い逃れ」に過ぎない。「国内対策」で日本の農林水産業は守れない。

6 TPP批准阻止に向けた課題

以上、①TPP協定は国会決議に違反していること、②同協定に基づく市場開放・規制緩和は農林水産業・食の安全性・地域経済を破壊すること、③市場開放・規制緩和は今後さらに進むこと、④政府の「影響試算」は恣意的であって信用できず、農業に係る政府の「国内対策」はおよそ対策の名に値しないこと、を指摘した。

このようなTPP協定の性格のゆえに、TPP参加予定国では協定批准に対して国民的な反対運動が起きている。アメリカでも、大統領選挙も絡んで批准に向けた手続きは進んでいない。TPPの内容・本質が多くの国民に知れたるならば、批准に反対する声はさらに大きくなるだろう。批准阻止に向けた学習・宣伝活動をいっそう盛り上げていく必要がある。

NPO法人岩手地域総合研究所 2016 年度通常総会記念講演

アベ「地方創世」と住民主体の地域再生

講師：神田健策 氏

弘前大学名誉教授

青森県地域自治体問題研究所理事長



～プロフィール～

【学歴】北海道大学大学院
博士課程修了
(農学博士)

【経歴】1984 年 弘前大学
農学部助教授
1989 年～2014 年

弘前大学農学部教授 (1997～農学生命科学部)

現在 青森県地域自治体問題研究所理事長

【専門】農業経済学・協同組合学

【学会】日本農業経済学会、日本協同組合学会、日本流通学会

【著書】「新自由主義下の地域・農業・農協」2014 年 2 月
(筑波書房) その他多数

安倍政権は憲法違反の「安保関連法」の強行など、平和主義の破壊を進める中、「アベノミクスの恩恵が地方に伝わっていない」と地方に「地方創生」の具体化を求めてきました。

しかし、国民の中に格差の拡大と貧困化が進むもとで、「地方創生」は安倍政権が求める、「世界一企業が活躍できる国づくり」政策と連携したものと言えます。

今こそ住民が主体となった本当の地域再生を考えてみましょう。

☆日時：6月11日(土) 13:30～15:00

☆場所：岩手県民会館 4階 第2会議室

☆参加費：無料 どなたでも参加できます

講演会后、研究所の総会を開催しますので、会員の皆さまの出席をお願いします。



憲法・平和・復興・地域課題で自治体キャラバン

安倍政権の憲法無視の政策がゴリ押しされているもとで、いわて労連や民主体で組織する「軍事費削減くらしと福祉・教育の充実を国民大運動岩手県実行委員会」に結集する団体の代表が、5月16日から20日まで県内各自治体を3コースに分け、首長や副市町村長らと、憲法・平和・震災復興・地域課題等で懇談した。

した。5月20日現在、県内32市町村のうち一村を除く自治体を訪問しました。懇談には、ほとんどの自治体が首長又は副市町村長が応対しました。そのなかで安倍首相が進めている憲法無視の安保関連法が3月に施行されたことに対し、「個人的には戦争法は廃止すべき」の意見もあり

ましたが、その大半が「9割の憲法学者が違憲と指摘し、世論調査で過半数の国民が反対している。住民の安全を預かる自治体としては、国民の理解を得る手だてを講じるべき。」などと答えています。震災の復興は被災地によってことなりますが、その他地域の課題では、人口減に対して、様々な計画を建ててい

るものの「苦慮している」と答えています。

第58回自治体学校 in 神戸



憲法・地方自治・
民主主義で地域・
自治体の輝きを

○日程：2016年7月30日(土)～8月1日(月)

○会場：兵庫県神戸市神戸芸術センター芸術劇場
神戸市外国語大学

内要：概要(1・3日目全体会・2日目分科会)

1日目：記念講演 日本型人口減少社会と地域の再生
＝不安と混迷の時代をどう生きるか＝
加茂 利男(大阪市立大学名誉教授)

2日目：分科会・講座

3日目：特別講演 自然災害からの復興と地域連携
＝防災政策から事前復興政策へ＝
西堀喜久夫(愛知大学地域政策学部教授)

会員募集

岩手地域総合研究所
では、現在、会員を募集中です。

詳しくは電話で申し込み下さい。

※ 019-624-6715

2016年度岩手地域総合研究所 総会・記念講演

○ 日時：6月11日(土)

13:30～15:00 総会

15:00～16:00 記念講演

○ 会場：岩手県民会館4階第2会議室

講演：神田建策(弘前大学名誉教授)

○ 参加：総会は会員 記念講演は誰でも
参加できます